



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

- \*27 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 ..... 2

### ○ 告示

- 1409 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) ..... 2  
 1410 " ( " ) ..... 2  
 1411 " ( " ) ..... 3  
 1412 " ( " ) ..... 3  
 1413 " ( " ) ..... 3  
 1414 " ( " ) ..... 4  
 1415 " ( " ) ..... 4  
 1416 " ( " ) ..... 4  
 1417 " ( " ) ..... 5  
 1418 " ( " ) ..... 5  
 1419 " ( " ) ..... 6  
 1420 " ( " ) ..... 6  
 1421 " ( " ) ..... 6  
 1422 " ( " ) ..... 7  
 1423 " ( " ) ..... 7  
 1424 " ( " ) ..... 7  
 1425 " ( " ) ..... 8  
 1426 " ( " ) ..... 8  
 1427 " ( " ) ..... 9  
 1428 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) ..... 9  
 1429 " ( " ) ..... 9  
 1430 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( " ) ..... 10  
 1431 肥料取締法による肥料の登録 (果樹園芸課) ..... 10  
 1432 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) ..... 11  
 1433 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) ..... 11  
 1434 " ( " ) ..... 11  
 1435 和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (資源管理課) ..... 12  
 1436 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 14

### ○ 公告

- 入札公告 (資源管理課) ..... 15

## 教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第27号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月18日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成17年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1409号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下和田地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期  
平成21年4月10日から平成24年7月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下和田地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下和田地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

和歌山県告示第1410号

和歌山県田辺市和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市和田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県田辺市和田の一部地区

- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1411号**

和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年9月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1412号**

和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年9月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1413号**

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月24日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

---

**和歌山県告示第1414号**

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

---

**和歌山県告示第1415号**

和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

---

**和歌山県告示第1416号**

和歌山県日高郡日高川町大字姉子の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字姉子の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字姉子の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1417号**

和歌山県橋本市中道の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市中道の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市中道の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1418号**

和歌山県橋本市谷奥深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市谷奥深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市谷奥深の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1419号**

和歌山県橋本市隅田町垂井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成26年3月18日から平成27年3月11日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市隅田町垂井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市隅田町垂井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1420号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期  
平成22年4月1日から平成24年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1421号**

和歌山県東牟婁郡古座川町鶴川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月11日から平成26年12月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡古座川町鶴川の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡古座川町鶴川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1422号**

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市熊野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1423号**

和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1424号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字小阪の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字小阪の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字小阪の一部地区

5 認証年月日

平成27年12月2日

---

**和歌山県告示第1425号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字小阪の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字小阪の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字小阪の一部地区

5 認証年月日

平成27年12月2日

---

**和歌山県告示第1426号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区

5 認証年月日

平成27年12月2日

---



**和歌山県告示第1427号**

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年12月2日

**和歌山県告示第1428号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年2月3日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成27年12月3日
- 2 名称  
特定非営利活動法人地域連携活動支援フォーラム
- 3 代表者の氏名  
橋本卓爾  
大泉英次
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県海南市日方930 和歌山大学海南宿舎2B-43
- 5 定款に記載された目的  
この法人は和歌山大学南紀熊野サテライト、岸和田サテライト、旧まちかどサテライトをはじめ、地域創造に不可欠な役割を果たしている地域と大学を繋ぐコーディネーター等を支援するとともに、地域と大学の共創による地域の持続可能な発展を目指すことを目的とする。

**和歌山県告示第1429号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年2月4日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年12月4日

2 名称

特定非営利活動法人ほかぜ

3 代表者の氏名

吉田公章

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市中三栖864番地の10

5 定款に記載された目的

この法人は、地域サポートセンターとして地域住民に対して、障害児・者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができ、地域で支え合い、住み慣れた地域の良い環境で暮し続けることができる社会を構築し、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業を行い、各市町村と連携を図りながら地域福祉に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1430号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年2月4日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年12月4日

2 名称

特定非営利活動法人情報セキュリティ研究所

3 代表者の氏名

臼井義美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町3353-9 (Big・U内)

5 定款に記載された目的

この法人は、コンピュータネットワーク社会の受益者をコンピュータ犯罪から保護するための事業を行い、コンピュータネットワーク社会の正常な発展に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1431号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第788号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末	窒素全量7.0 りん酸全量7.0	該当なし	株式会社橋爪肥料店 海南市下津町小南176番地	平成33.12.8

## 和歌山県告示第1432号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年12月8日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年1月4日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第54号-1	西牟婁郡すさみ町周参見字前田3348外4筆
平成27年度第54号-2	西牟婁郡すさみ町周参見字井ノ瀬3588-3
平成27年度第55号-1	西牟婁郡白浜町保呂字岩本117-1外3筆
平成27年度第55号-2	西牟婁郡白浜町平字下芝1411外6筆
平成27年度第55号-3	西牟婁郡白浜町内ノ川字大坪721外2筆
平成27年度第55号-4	西牟婁郡白浜町内ノ川字重王237-1外1筆
平成27年度第55号-5	西牟婁郡白浜町十九淵字伊勢谷土手内417-1外5筆

## 和歌山県告示第1433号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1434号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1435号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 競争入札に付する調達業務の名称及び履行期限
  - (1) 調達業務の名称  
和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事
  - (2) 履行期限  
平成28年12月28日（水）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項  
競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。
  - (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
  - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
  - (8) 和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事（以下「本件工事」という。）の履行に当たり、

法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(9) 入札公告日から過去5年以内に、次に掲げる要件を全て満たす高速艇を建造した実績を有する者であること。

ア 総トン数20トン以上100トン未満であること。

イ 船質がアルミニウム合金製であること。

ウ 国又は都道府県において、漁業取締り等に使用されていること。

(10) 本件工事を履行するために必要な船台を現に有し、かつ、当該船台を本件工事の履行のために使用できる者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) 競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書

ウ 業務概要調書

エ 業務実績調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

キ 個人にあっては、当該個人の住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税全税目

コ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の（8）に掲げる本件工事の履行に必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類又はその写し

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) アからオまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年12月18日（金）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年1月7日（木）午後5時30分までの間に和歌山県農林水産部水産局資源管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年12月18日（金）から平成28年1月13日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査請求書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあっては、平成28年1月12日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着とする。

### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3013

ファクシミリ番号 073-432-4124

電子メールアドレス e0715001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成28年1月26日（火）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、7の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1436号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

池田川左支溪（5-382-1-062）、池田川左支溪（5-382-1-064）、池田川左支溪（5-382-2-073）、由良谷（5-382-2-074）、池田川左支溪（5-382-2-076）、池田川左支溪（5-382-2-077）、鎌田（Ⅰ-937）、中ノ長（Ⅰ-938）、工田（Ⅰ-2278）、鎌田（Ⅱ-4054）、神出（Ⅱ-4055）、深藤（Ⅱ-4058）、疎止口1（Ⅱ-4066）、正徳1（Ⅱ-4067）、疎止口2（Ⅱ-4068）、正徳2（Ⅱ-4103）、深田（Ⅲ-2531）、正徳3（Ⅲ-2540）、疎口池（Ⅲ-2542）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

池田川左支溪（5-382-1-061）、池田川左支溪（5-382-1-063）、池田川右支溪（5-382-2-072）、池

田川左支溪（5-382-2-075）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 入 札 公 告

和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達業務の名称

和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事

(2) 調達業務の仕様等

船種及び数量 第3種漁船 1隻

航行区域 A2海域（沿海区域）

船質 アルミニウム合金

船型 ステップ船首付ディーブVオメガ型船底形状を有する半滑走型高速艇

全長 23.50メートル

幅（型） 4.90メートル

深さ（型） 2.40メートル

喫水（計画・型） 0.91メートル

計画総トン数 38トン

速力 34ノット以上

定員（乗組員） 6名

その他 入札説明書及び建造仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

平成28年12月28日

(4) 納入場所

和歌山県和歌山市 和歌山下津港和歌山本港区

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第1435号で定めた和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

## (2) 期間

平成27年12月18日（金）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

## 4 入札説明書等を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、平成28年1月7日（木）午後5時30分までに、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うこと。

## 5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

農林水産部会議室

## イ 入札日時

平成28年1月27日（水）午後1時30分

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年1月26日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部水産局資源管理課に、必着するように行わなければならない。

## 6 入札の方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額に相当する入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等については、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。



(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部水産局資源管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部水産局資源管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3013

ファクシミリ番号 073-432-4124

電子メールアドレス e0715001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続停止等があり得る。

#### 15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured :

Fisheries Inspection Vessel 1 unit.

(2) Date and Time for tender :

1:30 p.m. 27 January 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 26 January

2016)

(3) Contact point for the notice :

Resource Management Division, Fisheries Bureau, Agriculture, Forestry and Fisheries  
Department,

Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL:073-441-3013

FAX:073-432-4124

e-mail:e0715001@pref.wakayama.lg.jp